

特約条項《抜粋》

以下のいずれかに該当する手術を受けられたときにお支払いします。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術（※）のうち、次を除くもの

- ・創傷処理
- ・デブリードマン
- ・皮膚切開術
- ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ・外耳道異物除去術
- ・鼻内異物摘出術
- ・内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術）
- ・抜歯手術

※歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

②先進医療に該当する施術のうち、診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除くもの